

# 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（案） に対する県民コメント等への県の対応・考え方について

意見の反映状況の区分	
A	意見を反映し、案を修正したもの
B	既に案で対応済みなもの
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの
D	意見を反映できなかったもの
E	その他（単なる質問や賛否を表明しただけのもの等）

ページ	該当箇所	提出意見概要	県の考え方	意見の反映
	全 体	アルコール依存症の症状によるDV加害を防止するため、小売店での努力義務として酒類販売拒否を明記・推進することができないか。また、拒否の対象を未成年や飲酒運転に限らず、アルコール依存症患者も加えられないか。	県では、埼玉県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、DV加害の原因にもなり得るアルコール健康障害対策に取り組んでいます。施策を推進するために設置している「埼玉県アルコール健康障害専門会議」に、DV対策を所管する男女共同参画課も構成員として参加しています。今後もアルコール健康障害対策について庁内外で連携しながら推進していきます。	D
4	7 計画の推進における県と市町村の役割	7 県 ○児童相談所との連携を強化します。（追加してはどうか）	P4の「広域的な…。特に、福祉、保健…との広域的な連携の強化…」の「福祉」において児童相談所が含まれています。	B

## 基本目標 I 暴力を許さない社会づくりの推進

25. 31	2 暴力防止に向けた学校教育等の推進 ③ 生命（いのち）の安全教育の推進<重点1>	より具体的な取組・記述が必要と考え「プライベートゾーンについての理解をはじめとして、発達段階に応じた、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者とならない教育の推進」としてほしい。	生命（いのち）の安全教育において、幼児期及び小学生向けの教材内容についてはプライベートゾーンの記載がありますが、中学生以上から一般向けにはその記載がなく、対象が限定的な例示となるため原案の記載としました。	C
25. 31	2 暴力防止に向けた学校教育等の推進 ③ 生命（いのち）の安全教育の推進<重点1>	「・・・子供の発達段階に応じた学校等での「包括的性教育」または、性に関する指導を進めます。」のように、具体的な指導内容を入れた方がよい。	国の「生命（いのち）の安全教育」は、性犯罪・性暴力対策の一環として、発達段階に応じ、「生命（いのち）を大切にすること」「加害者・被害者・傍観者にならない」ための教育の推進です。性に関する指導も一部含まれますが、さらに広い内容とするため原案のとおりといたします。御意見の趣旨を踏まえ、発達段階に応じた性に関する指導をはじめ、支配的な力関係などの性暴力の構造的な理解促進など関係機関と連携し取り組んでまいります。	C
29	1 県民への意識啓発と地域における理解の促進 ① DV防止に係る広報・意識啓発	モラハラ（モラルハラスメント）の認知が広がるよう、県として、改めて啓発に力を入れて欲しい。	「基本目標 I 暴力を許さない社会づくりの推進」①DV防止に係る広報・意識啓発を通じ推進していきます。	C
29	1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	男性被害者は暗数(実際の数量と統計上あつかわれる数量との差)率が高いことが想定され、「被害者は多くの場合女性」とは一概に言えないことから、男性に対する暴力もDVであることの啓発も必要である。	14ページにある増加傾向にある男性からの相談割合の推移の現状を踏まえ、「I 暴力を許さない社会づくりの推進」①DV防止に係る広報・意識啓発を通じ、DVは性別を問わず起こりうるものであることなど積極的に啓発に取り組んでまいります。	C
31	3 若年者に対する予防啓発の推進 ①デートDV防止啓発の推進<重点2>	デートDV防止啓発の講座開催について、現場が具体的な教育をどのようにすればよいかを明確にするため、具体的な施策を盛り込むべき。	I 3の「①デートDV防止啓発の推進」を重点施策として手法や留意点について記載しており、これを踏まえ具体的な取組を推進していきます。現場において効果的な教育を進められるよう、DV防止講座の実施やデートDV防止啓発資料の作成・配布を重点的に進めていきます。また、「③デートDV予防のための教育の推進」により、児童・生徒を指導するための「デートDV防止啓発ハンドブック」の作成・配布や教員を対象とした研修を実施していきます。	C

# 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（案） に対する県民コメント等への県の対応・考え方について

ページ	該当箇所	提出意見概要	県の考え方	意見の反映
<b>基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実</b>				
36	3 相談体制の充実	相談者が「信じられる人に会おう」ために、相談員及び支援関連の人たちの資質を重視した採用や継続的雇用に力を入れて欲しい。	県では県・市町村や民間団体相談員の資質向上を図るため、研修会の実施をしているほか、相談に係る助言、地区別事例検討会議で意見交換などを行っています。相談員の資質向上を通じ、相談体制の充実を図ってまいります。	B
39	3 相談体制の充実 ⑩ 男性被害者への相談体制の充実	男性被害者にとっては男性相談員のほうが相談しやすいとは一概には言えないため、女性相談員も男性向けの相談に対応しやすい体制を構築することも重要である。	配偶者暴力相談支援センターをはじめ、県のDV相談窓口については、性別を問わず相談対応を行っています。なお、被害者支援担当者研修などを通じて、被害者からの電話対応に係る留意点など相談員の資質向上に努めています。	C
40	4 保護体制の充実	婦人保護施設が使いやすく改善されるよう、基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実の重点8として「婦人保護施設の積極的活用」を加えてほしい。	P41の「Ⅱ4⑤中長期的な支援を要する被害者支援のあり方の検討」に盛り込み、国の方針等を踏まえ、中長期的な支援を要する被害者支援のあり方を検討してまいります。	C
40	4 保護体制の充実	婦人相談所の一時保護所を経なくても、本人が希望すれば婦人保護施設の利用などができるようにし、民間団体でアウトリーチして出会った若い女性たちのためにも、婦人保護施設が若い女性にも使いやすい、ゆるやかなものになってほしい。	困難を抱える若年女性については、埼玉県男女共同参画基本計画（案）の「Ⅲ1（4）⑦民間団体と連携した若年被害女性に対する支援の実施」を新たに盛り込むとともに、国の方針等を踏まえ検討して参ります。	C
42	5 外国人、障害者、高齢者への支援 ② 障害者への支援 ア	聴覚障害者に対しては手話通訳の確保やメールによる相談だけではなく、筆談ボードの準備によって聴者と同様に相談を行うことも有益である。	DV相談窓口は必要に応じて、筆談対応するなどの取組を行っています。今後も相談者の状況に応じた対応ができるよう取り組んでまいります。	B
45	8 職務関係者の配慮と資質の向上 ② 専門研修の充実	予算を確保し、全国シェルターネットの研修等の民間研修に職務・出張として参加出来るようにして欲しい。	相談員の資質向上については、県や市町村のDV担当職員や民間団体における相談員を対象にDV被害者の多様なニーズに対応できるよう研修会などを開催するとともに、国などで実施する研修情報の発信を引き続き行ってまいります。	C
<b>基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実</b>				
47	基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実	安心して生活再建、とあるが、本人が自立のために離婚を希望する場合は弾力的に、子ども抱える本人を少しでも安心させる配慮や制度の運用がされることを望む。これに関連して、民意の反映のための「調停員」にも、DVの正しい知識を知らせて欲しい。	「I1②人権啓発の推進」において、県民、企業、行政職員、教員等に対し男女の人権の尊重やDV問題などの啓発を行い推進してまいります。	C
<b>基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援</b>				
55	基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援	DV家庭で育った子供が不登校になったり高校を中退する例が多く、不登校になってもそれを補うフリースクールや塾に通わせる金銭的余裕が母親等にないことが問題として見受けられることから、DVの影響を受けた子どもの不登校の実態調査と、不登校になっても将来の展望が見出せるような支援をお願いしたい。	県では、DV家庭で育った子供等に向けた心のケア事業を実施しているほか、不登校に悩む子供たちと保護者を支援するため、不登校支援サイトを開設し相談窓口や相談会、セミナー等の情報を発信しています。また、スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会や県立高校等へ配置し、不登校児童生徒を福祉や医療へつなぐ等、支援をしております。加えて、市町村教育委員会では、不登校となった小・中学生を主な対象として教育支援センター等において学習機会の提供や保護者も含めた教育相談等も行ってまいります。今後も関係機関と連携し、不登校への対策について取り組んでまいります。	C